

○内閣府令第 号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）及び人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（平成二十九年政令第〇〇号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者）

第二条 法第二条第八号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者

二 当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者及びその従業者
(特定ロケット落下等損害)

第三条 法第二条第九号の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱

二 前号に掲げる事由のほか、法第九条第二項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた損害賠償担保措置におけるロケット落下等損害賠償責任保険契約において、保険者が保険金を支払わないこととしている事由であつて、内閣総理大臣が適当と認めるもの

(人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者)

第四条 法第二条第十一号の内閣府令で定める者は、当該人工衛星の管理を行う者の従業者とする。

(人工衛星等の打上げの許可の申請等)

第五条 法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(2) 使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 法第五条第四号の役員（次項において単に「役員」という。）及び使用人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

二 法第十三条第一項の型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットを用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証す

る書類

ロ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類

ハ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件を記載した書類

ニ 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類

ホ 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類

ヘ 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類

三 法第十六条第一項の適合認定を受けていない打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを証する書類

ロ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類

ハ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類

四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3 法第四条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号

二 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称

三 申請者が法人である場合は、役員の名

四 使用人の氏名

五 法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

4 内閣総理大臣は、法第四条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第二による許可証を交付するものとする。

5 法第四条第一項の許可を受けた者は、前項の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができない。この場合において、当該許可は、その効力を失う。

(使用人)

第六条 法第五条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であつて、当該申請者の人工衛星等の打上げに係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。

(ロケット安全基準)

第七条 法第六条第一号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 人工衛星等の打上げを行うことができる飛行能力を有するものであること。

二 着火装置等の故障、誤作動又は誤操作（以下「故障等」という。）があつても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられているものであること。

三 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有するものであること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行中断措置により当該人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる機能を有するものであること。

五 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等に、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化（同一の機能を有する二以上の系統又は機器を同一のシステムに配置することをいう。以下同じ。）の措置が講じられているものであること。

六 人工衛星等が分離されるときになるべく破片等を放出しないための措置が講じられているものであること。

七 人工衛星の打上げ用ロケットを構成する各段のうち軌道に投入される段に、人工衛星を分離した後になるべく破砕を防止するための措置が講じられているものであること。

（型式別施設安全基準）

第八条 法第六条第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 打上げ施設が、当該打上げ施設の周辺の安全を確保できる場所にあり、かつ、重要な設備等に保安上適切な対策が講じられていること。

二 打上げ施設に、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及びその周辺の安全を確保する適切な発射を

行うことができる装置を備えることができること。

三 人工衛星の打上げ用ロケットに使用する着火装置等に係る重要なシステム等の故障等があっても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられていること。

四 飛行安全管制（人工衛星等の打上げを終えるまで、全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に損害を与える可能性を最小限にとどめ、公共の安全を確保することをいう。以下同じ。）や飛行中断措置を講ずるために必要な、次に掲げる無線設備を打上げ施設に備えることができること。ただし、飛行安全管制や飛行中断措置を講ずるために次に掲げる無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を電磁波その他を利用して受信する方法により把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが飛行中断措置を信号を受信することにより行う場合においては、当

該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を送信する機能を有する無線設備

五 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等に、故障等があつても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化の措置が講じられて
いること。

(変更の許可の申請等)

第九条 打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の変更の許可をしたときは、打上げ実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を返納させた上で、様式第二による許可証を再交付するものとする。

3 法第七条第一項ただし書きの内閣府令で定める軽微な変更は、法第四条第二項第二号から第五号までに

掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4 打上げ実施者は、法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(打上げ実施者の地位の承継の認可の申請)

第十条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 譲受人に係る第五条第二項第一号に掲げる書類

二 譲受人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

三 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

四 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者

に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第五条第二項第一号ロに掲げる書類

三 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

四 合併契約書の写し及び合併比率説明書

五 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

3 法第十条第三項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類

二 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人に係る第五条第二項第一号ロに掲げる書類

三 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分

な能力を有していることを明らかにする書類

四 分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書

五 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

（死亡等の届出）

第十一条 法第十一条の各号に定める者は、同条の規定による届出をするときは、様式第八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法第十一条第一号から第三号に該当する場合は、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を添えなければならない。

（許可の取消しを行う場合の手続）

第十二条 内閣総理大臣は、法第十二条の規定に基づき、法第四条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該打上げ実施者に通知し、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の返納を

求めるものとする。

(人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等)

第十三条 法第十三条第一項の型式認定を受けようとする者は、様式第九による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類

三 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類

四 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類

五 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3 法第十三条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

二 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件

4 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の型式認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十による型式認定書を交付するものとする。

5 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた型式認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該型式認定は、その効力を失う。

(設計等の変更の申請等)

第十四条 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣による変更の認定を受けなければならぬ。

一 前条第二項第二号から第四号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類

二 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合している

ことを証する書類

三 法第十三条第四項の型式認定書の写し

2 内閣総理大臣は、法第十四条第一項の変更の認定をしたときは、法第十三条第一項の型式認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定に係る法第十三条第四項の型式認定書を返納させた上で、様式第十による型式認定書を再交付するものとする。

3 法第十四条第一項ただし書きの内閣府令で定める軽微な変更は、法第十三条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十二による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十三条第四項の型式認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(型式認定の取消しを行う場合の手続)

第十五条 内閣総理大臣は、法第十五条第一項の規定に基づき、法第十三条第一項の型式認定を受けた者の

認定を取り消すときは、その旨を書面により当該型式認定を受けた者に通知するものとする。

(打上げ施設の適合認定の申請等)

第十六条 法第十六条第一項の適合認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3 法第十六条第二項第五号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの型式

二 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定年月日

4 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の適合認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十四による打上げ施設認定書を交付するものとする。

5 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該適合認定は、その効力を失う。

(打上げ施設の場所等の変更の申請等)

第十七条 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣による変更の認定を受けなければならない。

一 前条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類

二 当該変更後の打上げ施設が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを証する書類

三 法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写し

2 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の変更の認定をしたときは、法第十六条第一項の適合認定を受けた

者に対し、その旨を通知するとともに、当該打上げ施設の適合認定に係る法第十六条第四項の打上げ施設認定書を返納させた上で、様式第十四による打上げ施設認定書を再交付するものとする。

3 法第十七条第一項ただし書きの内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、法第十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(適合認定の取消しを行う場合の手続)

第十八条 内閣総理大臣は、法第十八条第一項の規定に基づき、法第十六条第一項の適合認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該適合認定を受けた者に通知するものとする。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の申請に係る特例)

第十九条 法第十九条第一項の内閣府令で定める国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が行う簡略化された手続は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる記載事項及び添

付書類を省略する手続とする。

一 第十三条第二項第一号に掲げる書類

二 機構が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第

二項第二号及び第三号に掲げる事項、並びに第十三条第二項第二号から第四号に掲げる書類

2 法第十九条第二項の内閣府令で定める機構が行う簡略化された手続は、法第十六条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる記載事項及び添付書類を省略する手続とする。

一 第十六条第二項第一号に掲げる書類

二 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設の場所、構造及び設備について第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項、並びに第十六条第二項第二号に掲げる書類

(人工衛星の管理の許可の申請等)

第二十条 法第二十条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十七による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1) 住民票の写し又はこれに代わる書類

(2) 使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）及び死亡時代理人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 法第二十一条第四号の役員（次項において単に「役員」という。）及び使用人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

二 人工衛星の構造が第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3 法第二十条第二項第九号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 人工衛星の名称

二 申請者が法人である場合は、役員の氏名

三 使用人の氏名

四 法第二十一条各号のいずれにも該当しないこと。

4 内閣総理大臣は、法第二十条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十八人による許可証を交付するものとする。

5 法第二十条第一項の許可を受けた者は、当該人工衛星等の打上げが行われる前に限り、前項の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該許可は、その効力を失う。

(使用人)

第二十一条 法第二十一条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であつて、当該

申請者の人工衛星の管理に係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。

(人工衛星の構造に関する基準)

第二十二條 法第二十二條第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 人工衛星を構成する機器及び部品（以下「機器等」という。）の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること。

二 人工衛星を構成する機器若しくは部品を分離するもの又は人工衛星を他の人工衛星等に結合するものにあつては、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。

三 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する仕組みが講じられていること。

四 人工衛星の管理の期間中又は終了後、地球に落下する人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあつては、空中で燃焼させること等により、公共の安全の確保に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。

五 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器

若しくは部品を地球に落下させて回収するものにあつては、地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する仕組みが講じられていること。

六 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあつては、当該天体の有害な汚染を防止する仕組みが講じられていること。

(人工衛星の管理に関する措置)

第二十三条 法第二十二條第三号の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 人工衛星を構成する機器若しくは部品を分離するとき又は人工衛星を他の人工衛星等に結合するとき
は、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさないこと。

二 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する措置又は終了措置を講ずること。

三 法第二十条第二項第三号に掲げる軌道から異なる軌道へ移動し得る能力を有する人工衛星にあつては、他の人工衛星等と衝突する可能性があることを把握したときに回避することが適切と判断される場合は、回避のための措置を講ずること。

(終了措置において内閣府令で定める措置)

第二十四条 法第二十二條第四号ニの内閣府令で定める措置は、次のとおりとする。

一 人工衛星の管理の終了後における誤作動及び爆発の防止

二 法第二十条第二項第三号に掲げる軌道から異なる軌道へ移動し得る能力を有する人工衛星にあつては、なるべく他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない軌道への移動

(変更の許可の申請等)

第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。

3 法第二十三条第一項ただし書きの内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事故時の届出)

第二十六条 人工衛星管理者は、法第二十五条の規定による届出をしようとするときは、様式第二十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第二十五条の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 当該事故が発生した日時及び位置

二 当該事故の発生後の人工衛星の軌道

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる

書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 譲受人に係る第二十条第二項第一号に掲げる書類

二 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

三 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

四 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録

又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第二十条第二項第一号ロに掲げる書類

三 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

四 合併契約書の写し及び合併比率説明書

五 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類

二 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人に係る第二十条第二項第一号ロに掲げる書類

三 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人が当該管理計画を実行する十分な能力をしていることを明らかにする書類

四 分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書

五 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割

に関する意思の決定を証する書類

(死亡の届出)

第二十八条 相続人は、法第二十七条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十六による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(終了措置の届出)

第二十九条 人工衛星管理者は、法第二十八条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十七による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(解散の届出)

第三十条 清算人又は破産管財人は、法第二十九条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(許可の取消しを行う場合の手続)

第三十一条 内閣総理大臣は、法第三十条第一項の規定に基づき、法第二十条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可

証の返納を求めるものとする。

(立入検査をする者の身分証明書)

第三十二条 法第三十一条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第二十九によるものとする。

(業務の委託の範囲)

第三十三条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示

二 補償金の額の算定

三 支払うべき補償金の送金

四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの

(告示の内容)

第三十四条 法第四十八条第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 業務の委託を開始する年月日

二 委託した業務の内容

(供託できる有価証券)

第三十五条 法第四十九条の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券（振替国債を含む。）

二 地方債証券

三 政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）

四 特別の法律により法人の発行する債券（前号に掲げるものを除く。）

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（前二号に掲げるもの、自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法

律第百五十四号)による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)

(供託物の取戻しの申請)

第三十六条 打上げ実施者は、法第五十一条の規定による承認を受けようとするときは、様式第三十による申請書に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 当該人工衛星等の打上げについて現に存する供託物が金銭の場合にあつてはその金額、振替国債の供託にあつてはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあつてはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札

三 取り戻そうとする供託物が金銭の場合にあつてはその金額、振替国債の供託にあつてはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあつてはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附

属利賦札

四 取り戻そうとする理由

(書面の用語等)

第三十七条 この府令に規定する申請書及び届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、

氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。

2 この府令に規定する申請書及び届出書に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただ

し、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。

3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合は、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、法の施行の日から施行する。ただし、第五条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項まで、第十六条第一項及び第二項、第十九条、並びに第二十条第一項から第三項までの規定は、

法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年 月 日）から施行する。

（準備行為）

第二条 法附則第二条に規定する許可又は認定を受けようとする者は、この府令の施行前においても、第五条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項まで、第十六条第一項及び第二項、第十九条、並びに第二十条第一項から第三項までの規定の例により、その申請を行うことができる。

様式第一（第五条第一項関係）

人工衛星等の打上げ許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げの許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第4条第2項の規定により、申請します。

記

人工衛星の打上げ用 ロケットの設計（別 紙1）又は型式認定 番号	
打上げ施設の場所、 構造及び設備（別紙 2）又は適合認定番 号	
ロケット打上げ計画 （別紙3）	
人工衛星の打上げ用 ロケットの型式、機 体の名称及び号機番 号	
人工衛星の打上げ用 ロケットに搭載され る人工衛星の数並び にそれぞれの人工衛	人工衛星の数：
	（名称）
	（目的及び方法）

星の名称、利用の目的及び方法	...		
人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名			
法第5条に定める欠格事由の該当有無		有	無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第5条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

(別紙 1 - 1)

人工衛星の打上げ用ロケットの設計

主要諸元			
型式 (1)			
機体の名称 (2)			
段構成			
補助ブースタ等の 有無及び本数			
全長 (m)			
直径 (代表径) (m)			
全備質量 (t) (人工衛星を除く)			
誘導方式			
飛行中断措置の方法			

- 1 型式とは、機体形態の別を考慮しないロケットの型式を指す名称をいう。例：H-IIA
- 2 機体の名称とは、機体形態の別により異なる名称をいう。例：202 型

衛星フェアリング			
名称			
全長 (m)			
外径 (m)			
質量 (t)			
主要搭載電子装置			

(別紙 1 - 2)

機体の名称								
各段等の詳細 (必要に応じ補助ロケット等の諸元を追記すること)								
	第	段						
全長 (m)								
外径 (m)								
質量 (t)								
エンジン等の基 (本)数								
エンジン等1基 (本)あたり推力 (kN)								
燃焼時間 (s)								
推進薬種類								
推進薬質量 (t)								
姿勢制御方式								
主要搭載電子装置								

打上げ能力 (必要に応じて代表的軌道を追記すること)				
代表的軌道名称	低軌道			
高度 (km)				
軌道傾斜角 (度)				
打上げ可能質量 (kg)				

(別紙 1 - 3)

ロケットシステム系統図

飛行安全管制に係る主要構成装置等
装置等の名称、概要及び搭載段

(別紙 1 - 4)

エンジン系統図(第 段)

着火装置等の安全に係る機能を含む。

各段のエンジン等基数に応じて記載すること。

(別紙 1 - 5)

軌道上における不要な人工物体(以下「軌道上デブリ」という。)発生抑制のための措置

ロケット軌道投入段、人工衛星分離に係る装置等

(別紙 2 - 2)

主要設備

名称及び概要、セキュリティ対策

発射装置

概要及びシステム系統図(着火装置等の安全に係るシステムを含む。)

(別紙 2 - 3)

飛行安全管制に係る主要構成装置等
概要及びシステム系統図

(別紙3)

ロケット打上げ計画

- 1 保安及びセキュリティ対策
- 2 防災計画の策定等
- 3 推進薬等の取扱いに係る安全対策
- 4 落下予測区域等を考慮した飛行経路の設定
- 5 適切な落下限界線の設定
- 6 警戒区域の設定及び第三者の進入防止体制の構築
- 7 自然災害等による警報発令時の対策
- 8 航空機や船舶等への事前通報
- 9 適切な打上げ日時の設定

- 10 搭載する人工衛星を考慮した飛行能力
- 11 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認
- 12 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止
- 13 飛行安全管制の実施
- 14 飛行中断の実施
- 15 海上浮遊物の回収
- 16 軌道上デブリ発生の抑制
- 17 ロケット軌道投入段の保護領域からの除去
- 18 ロケット打上げ計画を実行する体制の構築

様式第二（第五条第四項関係）

人工衛星等の打上げ許可証

申請のあった人工衛星等の打上げについて、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第4条第1項の規定により許可する。

年 月 日

内閣総理大臣

印

- 1 打上げ実施者の氏名又は名称

- 2 許可番号

- 3 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号

- 4 打上げ施設の名称及び場所
名称：
場所：

- 5 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称

- 6 許可に付した条件

様式第三（第九条第一項関係）

人工衛星等の打上げに係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げに係る変更の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

記

人工衛星の打上げ用 ロケットの設計（様 式第1の別紙1）		
打上げ施設の場所、 構造及び設備（様 式第1の別紙2）		
ロケット打上げ計画 （様式第1の別紙 3）		
人工衛星の打上げ用 ロケットに搭載され る人工衛星の数並び にそれぞれの人工衛	人工衛星の数：	
	（名称）	（目的及び方法）

星の名称、利用の目的及び方法	...		
----------------	-----	--	--

- 備考
- 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

様式第四（第九条第三項関係）

人工衛星等の打上げに係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第7条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

氏名又は名称及び住所	
人工衛星の打上げ用ロケットの設計（様式第1の別紙1）	
打上げ施設の場所、構造及び設備（様式第1の別紙2）	
ロケット打上げ計画（様式第1の別紙3）	
人工衛星の打上げ用	

ロケットの型式、機体の名称及び号機番号		
人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の名称、利用の目的及び方法	人工衛星の数：	
	(名称)	(目的及び方法)
	...	
人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名		
法第5条に定める欠格事由の該当有無	有	無

- 備考 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 4 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

様式第五（第十条第一項関係）

人工衛星等の打上げに係る譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（譲渡人）（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第1項の規定により、人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので、申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	（譲渡人）氏名又は名称： 住所： （譲受人）氏名又は名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
法第5条に定める欠格事由の該当有無	有 無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

様式第六（第十条第二項関係）

人工衛星等の打上げに係る合併認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

合併する法人の名称 印

連 絡 先

（郵便番号）

住 所

合併する法人の名称 印

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第2項の規定により、打上げ実施者である法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので、申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
法第5条に定める欠格事由の該当有無	有 無

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第2項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

様式第七（第十条第三項関係）

人工衛星等の打上げに係る分割認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

分割する法人の名称 印

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第3項の規定により、打上げ実施者である法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので、申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
法第5条に定める欠格事由の該当有無	有 無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第3項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

様式第八（第十一条関係）

人工衛星等の打上げ許可失効届出書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
 住 所
 氏 名 印
 (法人にあっては、名称)
 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第11条の規定により、届け出ます。

許可失効年月日	年 月 日
許可失効の理由	一 死亡 二 破産手続開始の決定による法人の解散 三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による法人の解散 四 人工衛星等の打上げを終えたとき
許可失効の理由が死亡の場合は、死亡した者の氏名及び住所	氏名： 住所：
許可失効の理由が死亡の場合は、死亡した者との続柄	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 許可失効の理由が人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第11条第1号から第3号に該当する場合は、許可証を添付すること。

様式第九（第十三条第一項関係）

型式認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第13条第2項の規定により申請します。

記

人工衛星の打上げ用ロケットの設計（様式第1の別紙1）	
飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設周辺の安全を確保する方法	
人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第13条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第十（第十三条第四項関係）

型式認定書

申請のあった人工衛星の打上げ用ロケットについて、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第13条第1項の規定により認定する。

年 月 日

内閣総理大臣

印

1 型式認定を受けた者の氏名又は名称

2 型式認定番号

3 人工衛星の打上げ用ロケットの型式及び機体の名称

型式：

機体の名称：

様式第十一（第十四条関係）

型式認定に係る変更の認定申請書

型式認定番号	
型式認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に係る変更の認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第14条第1項の規定により申請します。

記

人工衛星の打上げ用 ロケットの設計（様 式第1の別紙1）	
------------------------------------	--

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第13条第2項第2号から第4号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類及び型式認定書の写しを添付すること。

様式第十二（第十四条第三項関係）

型式認定に係る変更届出書

型式認定番号	
型式認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に係る変更をしたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第14条第2項の規定により届け出ます。

記

氏名又は名称及び住所	
人工衛星の打上げ用ロケットの設計（様式第1の別紙1）	
飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設周辺の安全を確保する方法	
人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件	

備考 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 4 当該変更事項に係る書類及び型式認定書の写しを添付すること。

様式第十三（第十六条第一項関係）

適合認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

打上げ施設の場所、構造及び設備（様式第1の別紙2）	
型式認定番号	
型式	
型式認定年月日	年 月 日
飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第16条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第十四（第十六条第三項関係）

打上げ施設認定書

申請のあった打上げ施設について、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第16条第1項の規定により認定する。

年 月 日

内閣総理大臣

印

- 1 適合認定を受けた者の氏名又は名称

- 2 適合認定番号

- 3 対象とする人工衛星の打上げ用ロケットの型式

- 4 打上げ施設の名称及び場所
名称：
場所：

様式第十五（第十七条第一項関係）

適合認定に係る変更の認定申請書

適合認定番号	
適合認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更の認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

打上げ施設の場所、 構造及び設備（様式 第1の別紙2）	
飛行中断措置その他 の人工衛星の打上げ 用ロケットの飛行経 路及び打上げ施設の 周辺の安全を確保す る方法	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第16条第2項第2号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類及び打上げ施設認定書を添付すること。

様式第十六（第十七条第三項関係）

適合認定に係る変更届出書

適合認定番号	
適合認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更をしたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第17条第2項の規定により届け出ます。

記

氏名又は名称及び住所	
打上げ施設の場所、構造及び設備（様式第1の別紙2）	
飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法	

- 備考
- 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 当該変更事項に係る書類及び打上げ施設認定書の写しを添付すること。

様式第十七（第二十条第一項関係）

人工衛星の管理の許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第20条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

人工衛星の名称	
人工衛星管理設備の場所	
人工衛星の軌道	
人工衛星の利用の目的及び方法	
人工衛星の構造 （別紙1）	
法第22条第4項に定める終了措置の内容	措置：イ 口 八 二 内容：
管理計画 （別紙2）	
死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	
人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名	

法第21条に定める欠格事由の該当有無	有	無
--------------------	---	---

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第20条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

(別紙 1 - 1)

人工衛星の構造

寸法 (mm)	(運用時)	
全備質量 (kg)		
設計寿命		
電源方式		
姿勢制御方式		
推進方式の有無 有 無		
推進薬種類		
推進薬質量 (kg)		
主要構造材料		
主要搭載機器		

(別紙 1 - 2)
概要図

人工衛星システム系統図

(別紙 1 - 3)

意図しない物体放出防止のための仕組み

動作部を有する場合には意図しない物体放出防止のための仕組みを明示すること。

分離又は結合を行うものにあっては、その仕組み

他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない仕組みを明示すること。

(別紙 1 - 4)

破碎を予防する仕組み

破碎を生じる可能性を構造に有する人工衛星は明示すること。

地球に再突入するものにあっては、公共の安全の確保のための仕組み

(別紙 1 - 5)

他の天体由来の物質を地球に落下させて回収するものにあつては、地球の環境の悪化を防止する仕組み

地球以外の天体を回る軌道に投入又は当該天体に落下させるものにあつては、当該天体の有害な汚染を防止する仕組み

(別紙 2)

管理計画

- 1 人工衛星管理設備の概要
(管理の組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築等)

- 2 人工衛星の管理の方法

- 3 人工衛星の異常を検知した場合における対処計画

- 4 軌道移動能力を有する人工衛星にあつては、他の人工衛星等との衝突回避計画

- 5 人工衛星の終了措置の計画

- 6 人工衛星の管理の体制

様式第十八（第二十条第四項関係）

人工衛星の管理許可証

申請のあった人工衛星等の打上げについて、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第20条第1項の規定により許可する。

年 月 日

内閣総理大臣

印

- 1 人工衛星管理者の氏名又は名称
- 2 許可番号
- 3 人工衛星の名称
- 4 人工衛星管理設備の場所
- 5 許可に付した条件

様式第十九（第二十五条第一項関係）

人工衛星の管理に係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理に係る変更の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第23条第1項の規定により、申請します。

記

人工衛星の利用の目的及び方法	
人工衛星の構造（様式第17の別紙1）	
法第22条第4項に定める終了措置の内容	措置：イ 口 八 二 内容：
管理計画（様式第17の別紙2）	
死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	

- 備考
- 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第20条第2項第2号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付する

こと。

様式第二十（第二十五条第三項関係）

人工衛星の管理に係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第23条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

人工衛星の名称	
氏名又は名称及び住所	
人工衛星管理設備の場所	
人工衛星の軌道	
人工衛星の利用の目的及び方法	
人工衛星の構造（様式第17の別紙1）	
終了措置の内容	
管理計画（様式第17の別紙2）	
死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	

人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名	
法第 2 1 条に定める欠格事由の該当有無	有 無

- 備考
- 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

様式第二十一（第二十六条第一項関係）

人工衛星の事故届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星に事故があったので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第25条の規定により、届け出ます。

記

当該事故の状況	
当該事故が発生した 日時及び位置	日時： 位置：
当該事故の発生後の 人工衛星の軌道	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十二（第二十七条第一項関係）

人工衛星の管理に係る譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（譲渡人）（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第1項の規定により、人工衛星の管理に係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので、申請します。

記

人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	（譲渡人）氏名又は名称： 住所： （譲受人）氏名又は名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
法第21条に定める欠格事由の該当有無	有 無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

様式第二十三（第二十七条第二項関係）

人工衛星の管理に係る譲渡届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第2項に規定される人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うので、同項の規定により、届け出ます。

記

譲渡予定年月日	年 月 日
譲受人の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
譲渡の理由	
譲受人が用いる人工衛星管理設備の場所	場所：

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

様式第二十四（第二十七条第三項関係）

人工衛星の管理に係る合併認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称 印
連 絡 先
(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称 印
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第3項の規定により、人工衛星管理者である法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので、申請します。

記

人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称：	住所：
合併の理由		
法第21条に定める欠格事由の該当有無	有	無

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第3項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

様式第二十五（第二十七条第四項関係）

人工衛星の管理に係る分割認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

分割する法人の名称 印

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第4項の規定により、人工衛星管理者である法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので、申請します。

記

人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
法第21条に定める欠格事由の該当有無	有 無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第4項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

様式第二十六（第二十八条関係）

人工衛星の管理に係る死亡届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

死亡した者の氏名及び住所	氏名： 住所：
死亡年月日	年 月 日
死亡した者との続柄	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十七（第二十九条関係）

人工衛星の管理に係る終了措置届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理を終了するので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第 28 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

終了措置を講ずる年月日	年 月 日 時 分
終了措置を講ずる理由	
法第 22 条第 4 項に定める 終了措置の内容	講ずる措置：イ 口 八 二 内容：

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十八（第三十条関係）

人工衛星の管理に係る解散届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

解散する法人の名称 印

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第29条第1項の規定により、届け出ます。

記

解散した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年 月 日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十九（第三十二条関係）

（表）

		第 号
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第31条第2項の規定 による身分証明書		
写 真	職名及び氏名	年 月 日生 年 月 日発行
	内 閣 総 理 大 臣	印

（裏）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律抜粋

第31条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 （略）

様式第三十（第三十六条第二項関係）

供託物取戻申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称）

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第51条の規定により、損害賠償担保措置としての供託物の取戻しについて承認を受けたいので、申請します。

記

現に存する供託物	
取り戻そうとする供託物	
取戻しの理由	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第51条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付すること。